



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年3月24日月曜日 第2555号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則..... (会計課) ... 158

## 告 示

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 160

指定医療機関の変更..... ( " ) ... 160

指定医療機関の廃止の届出..... ( " ) ... 160

指定医療機関の再開の届出..... ( " ) ... 160

介護機関(居宅介護事業者)の指定..... ( " ) ... 160

介護機関(居宅介護支援事業者)の指定..... ( " ) ... 161

介護機関(介護予防事業者)の指定..... ( " ) ... 161

指定介護機関(居宅介護事業者)の変更(3件)..... ( " ) ... 161

指定介護機関(介護予防事業者)の変更(3件)..... ( " ) ... 162

指定介護機関(居宅介護事業者)の休止の届出..... ( " ) ... 163

指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出..... ( " ) ... 163

指定介護機関(介護予防事業者)の休止の届出..... ( " ) ... 164

指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出..... ( " ) ... 164

指定介護機関(居宅介護支援事業者)の辞退..... ( " ) ... 164

愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金収納事務の委託..... (障害福祉課) ... 164

土地改良事業の工事の完了..... (農地整備課) ... 164

監視伝染病発生予防検査の実施..... (畜産課) ... 164

監視伝染病の発生予防のための注射の実施..... ( " ) ... 165

保安林の指定施業要件の変更予定..... (森林整備課) ... 165

都市計画事業の事業計画の変更認可(3件)..... (都市整備課) ... 166

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 166

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... (中予地方局農村整備第一課) ... 167

兼用工作物の管理の方法について..... (中予地方局管理課) ... 167

道路の区域変更(一般国道440号)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 168

道路の区域変更(県道落合久万線外)..... ( " ) ... 168

道路の区域変更(県道御内下畑地線)..... (南予地方局管理課) ... 168

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 168

道路の供用開始(県道宇和島下波津島線)..... ( " ) ... 169

医師の指定..... (身体障害者更生相談所) ... 169

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 169

## 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 169

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 171

## 公安委員会規則

愛媛県警察組織規則及び警察教養規則施行細則の一部を改正する規則..... (警察本部警務課) ... 171

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則..... (警察本部生活環境課) ... 174

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則..... (警察本部交通規制課) ... 175

## 公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令..... (警察本部生活環境課) ... 176

## 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 184

## 公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局総務課) ... 184

正 誤

平成23年 4月 1日付け第2255号目次中..... (教育総務課) ... 184  
 平成23年 4月 1日付け第2255号愛媛県教育委員会告示第 2号 (愛媛県情報公開条例第34条第 1項の規定による教育委員会が定める法人の指定の一部改正) 中..... ( " ) ... 184

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

---

規 則

---

○愛媛県規則第 5号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県会計規則の一部を改正する規則**

愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) の一部を次のように改正する。  
 様式第34号 (その 3) を次のように改める。

様式第34号(その3)

支 払 指 示 書 ( 緊 急 払 )

振 替 元	出納区分	年度	会 計		支 払 番 号	支 払 日		
支払方法						支 払 金 額		

受 取 人	金融機関名							
	預 金 種 別		口座番号					
	口座名義人							
	住 所							
	氏 名							
	摘 要							

上記の支払を指示する。

愛媛県指定金融機関

金融機関名

様

愛媛県会計管理者



支 払 済 通 知 書 ( 緊 急 払 )

振 替 元	出納区分	年度	会 計		支 払 番 号	支 払 日		
支払方法						支 払 金 額		

受 取 人	金融機関名							
	預 金 種 別		口座番号					
	口座名義人							
	住 所							
	氏 名							
	摘 要							

上記の支払をしました。

愛媛県会計管理者

様

愛媛県指定金融機関

金融機関名



附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
有馬歯科医院	大洲市徳森2413番地 5	平成26年 1月 1日

○愛媛県告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) レデイ薬局宇和インター店	西予市宇和町卯之町五丁目263 - 1	平成26年 3月 1日
(変更前) メデイコ21薬局・宇和店		
(変更後) レデイ薬局れんげ店	西予市宇和町上松葉160番 1	平成26年 3月 1日
(変更前) メデイコ21薬局・れんげ店		

○愛媛県告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人有馬歯科医院	大洲市徳森2413番地 5	有馬歯科医院	大洲市徳森2413番地 5	平成26年 1月 1日
社会医療法人真泉会	今治市宮下町一丁目 1 番21号	今治第一病院	今治市宮下町一丁目 1 番21号	平成26年 1月22日
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	日本調剤川之江薬局	四国中央市川之江町2325 - 1	平成26年 1月30日
医療法人もりのぶ整形外科	伊予市下吾川馬塚943番地 1	もりのぶ整形外科	伊予市下吾川馬塚943番地 1	平成26年 2月 1日
医療法人近藤医院	伊予市灘町302番地 6	居宅療養管理指導こんどうクリニック	伊予市灘町302番地 6	平成26年 2月 1日
有限会社ケアサポートゆずりは	宇和島市祝森甲3081番地 1	デイサービス希望の里ゆずりは	宇和島市高串 3 番耕地434番地 1	平成26年 2月 7日

○愛媛県告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
有馬歯科医院	大洲市徳森2413番地 5	平成25年12月31日

○愛媛県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように再開した旨の届出があった。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	再開年月日
寺井歯科医院	宇和島市新田町 1 - 2 - 38	平成26年 3月 1日

株式会社ベエルシバ	今治市北浜町 3番10号	訪問介護カインドハウス	今治市南鳥生町二丁目895番3	平成26年 2月10日
株式会社百笑一輝	西予市明浜町俵津 4番耕地44番地	デイサービスセンターめぐみの里	西予市明浜町俵津 4番耕地44番地	平成26年 2月17日
合同会社福	伊予市米湊1556番地 6	ヘルパーステーション福	伊予市米湊1556番地 6	平成26年 2月22日

○愛媛県告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社あさひ	西条市神拝乙35番地 5	指定居宅介護支援事業所あさひ	西条市神拝乙35番地 5	平成26年 2月20日

○愛媛県告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人有馬歯科医院	大洲市徳森2413番地 5	有馬歯科医院	大洲市徳森2413番地 5	平成26年 1月 1日
社会医療法人真泉会	今治市宮下町一丁目 1番21号	今治第一病院	今治市宮下町一丁目 1番21号	平成26年 1月22日
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	日本調剤川之江薬局	四国中央市川之江町2325 - 1	平成26年 1月30日
医療法人もりのぶ整形外科	伊予市下吾川馬塚943番地 1	もりのぶ整形外科	伊予市下吾川馬塚943番地 1	平成26年 2月 1日
医療法人近藤医院	伊予市灘町302番地 6	居宅療養管理指導こんどうクリニック	伊予市灘町302番地 6	平成26年 2月 1日
有限会社ケアサポートゆずりは	宇和島市祝森甲3081番地 1	デイサービス希望の里ゆずりは	宇和島市高串 3番耕地434番地 1	平成26年 2月 7日
株式会社ベエルシバ	今治市北浜町 3番10号	訪問介護カインドハウス	今治市南鳥生町二丁目895番3	平成26年 2月10日
株式会社百笑一輝	西予市明浜町俵津 4番耕地44番地	デイサービスセンターめぐみの里	西予市明浜町俵津 4番耕地44番地	平成26年 2月17日
合同会社福	伊予市米湊1556番地 6	ヘルパーステーション福	伊予市米湊1556番地 6	平成26年 2月22日

○愛媛県告示第321号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	(変更後) デイサービスあったか	伊予郡砥部町高尾田1171番地2	平成26年 3月 1日
		(変更前) ライフリハデイサービスあったか		

○愛媛県告示第322号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社サン・ファミリア	四国中央市下柏町661番地 1	訪問介護事業所サン・ファミリア	(変更後) 四国中央市下柏町653 - 1 サウンド・サニー106号室	平成25年12月12日
			(変更前) 四国中央市下柏町653 - 1 - 105	

○愛媛県告示第323号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社はなみずき	(変更後) 西条市港274番地	ヘルパーステーションはなみずき	(変更後) 西条市港274番地	平成23年 4月15日
	(変更前) 西条市楠甲1490番地 2		(変更前) 西条市楠甲1490番地 2	
株式会社ほのか介護移送訪問介護	(変更後) 西条市丹原町願連寺484番地	株式会社ほのか介護移送訪問介護	(変更後) 西条市丹原町願連寺484番地	平成25年 6月 1日
	(変更前) 西条市丹原町田滝甲83番地		(変更前) 西条市丹原町田滝甲83番地	

○愛媛県告示第324号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	(変更後) デイサービスあったか	伊予郡砥部町高尾田1171番地2	平成26年 3月 1日
		(変更前) ライフリハデイサービスあったか		

○愛媛県告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社サン・ファミリア	四国中央市下柏町661番地1	訪問介護事業所サン・ファミリア	（変更後） 四国中央市下柏町653-1サウザンド・サニー106号室	平成25年12月12日
			（変更前） 四国中央市下柏町653-1-105	

○愛媛県告示第326号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の主たる事務所の所在地及び介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社はなみずき	（変更後） 西条市港274番地	ヘルパーステーションはなみずき	（変更後） 西条市港274番地	平成23年 4月15日
	（変更前） 西条市楠甲1490番地2		（変更前） 西条市楠甲1490番地2	
株式会社ほのか介護移送訪問介護	（変更後） 西条市丹原町願連寺484番地	株式会社ほのか介護移送訪問介護	（変更後） 西条市丹原町願連寺484番地	平成25年 6月 1日
	（変更前） 西条市丹原町田滝甲83番地		（変更前） 西条市丹原町田滝甲83番地	

○愛媛県告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	指定通所介護事業所デイサービスセンター砥部オレンジ荘	伊予郡砥部町大南2267番地	平成26年 3月 1日

○愛媛県告示第328号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有馬 徹	大洲市徳森2413番地5	有馬歯科医院	大洲市徳森2413番地5	平成25年12月31日

○愛媛県告示第329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る介護予防事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	指定通所介護事業所デイサービスセンター砥部オレンジ荘	伊予郡砥部町大南2267番地	平成26年 3月 1日

○愛媛県告示第330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有馬 徹	大洲市徳森2413番地 5	有馬歯科医院	大洲市徳森2413番地 5	平成25年12月31日

○愛媛県告示第331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関（居宅介護支援事業者）の辞退があった。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	辞退に係る居宅介護支援事業を行う事業所		辞退年月日
		名称	所在地	
つばき合同会社	西条市壬生川44番地	ケアサポートプラン椿	西条市壬生川44番地	平成26年 2月13日

○愛媛県告示第332号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団  
松山市道後町二丁目12番11号
- 委託期間  
平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

○愛媛県告示第333号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	上村山之神地区	平成26年 2月20日

○愛媛県告示第334号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施する。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 実施の目的  
ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため
- 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施する区域



(1) 牛のブルセラ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
2 その他知事の指定する牛	

(2) 牛の結核病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	該当なし
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(3) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	東温市、伊予市、伊予郡、上浮穴郡、大洲市、喜多郡、八幡浜市、西宇和郡、北宇和郡
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(4) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
月齢又は推定月齢が満24ヶ月齢以上で死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となるもの。ただし、同法同条第2項ただし書きに該当するものを除く。	県下一円

(5) 馬伝染性貧血

実施の対象となる馬の範囲	実施する区域
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及びこれと同一施設内で飼育しているその他の馬	四国中央市、新居浜市
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれと同一施設内で飼育しているその他の馬	
3 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬	県下一円
4 その他知事の指定する馬	

(6) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

実施の対象となる鶏の範囲	実施する区域
人工ふ化の用に供し、又は供する目的で飼育している鶏	県下一円

(7) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又はその死体の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

3 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

(1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）に定める方法

(2) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

急速凝集反応法

(3) 知事の指定するその他の疾病

知事の指定する方法

○愛媛県告示第335号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

平成26年3月24日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
知事の指定する豚	県下一円

2 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第336号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年3月24日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

四国中央市土居町上野乙250の1、乙250の30、乙250の31、乙250の33、乙250の38から乙250の42まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第337号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業伊予公共下水道（伊予市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

昭和49年 1月29日から  
平成31年 3月31日まで

2 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

○愛媛県告示第338号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、四国中央都市計画下水道事業四国中央公共下水道（四国中央市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

昭和48年10月30日から  
平成31年 3月31日まで

2 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

○愛媛県告示第339号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、久万都市計画下水道事業久万公共下水道（久万高原町施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

平成 7年10月 4日から  
平成31年 3月31日まで

2 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

○愛媛県告示第340号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年 3月24日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

中元クリーニング株式会社  
広島県府中市上下町上下945番地  
代表取締役 中元 勇志

2 事業場の名称及び所在地

中元クリーニング株式会社四国新居浜工場  
新居浜市黒島一丁目7番35号

3 特定施設に関する事項

- (1) B 5

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第67号 洗たく業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり30キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後速やかに	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 8 最大 7.5～10
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 145 最大 220
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 150 最大 200
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 13
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4 最大 5
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 14 最大 16	

4 汚水等の処理施設に関する事項

設置年月日	平成元年 1月31日
-------	------------

処理施設の種類	生物化学的処理及び物理化学的処理		
処理施設の型式	酸化及び凝集沈殿		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 10.9メートル 横 34メートル 高さ 5.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり400立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	酸化及び凝集沈殿		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8 最大 10	通常 6.7~7.5 最大 5.8~8.6
汚染状態の 値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 140 最大 200	通常 20 最大 30
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7 最大 8	通常 6 最大 8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 6	通常 4.5 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 360 最大 390	通常 360 最大 390	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.7~7.5 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.5 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 360 最大 390	

○愛媛県告示第341号

東温市田窪土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成26年 3月24日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 東温市田窪土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し
- (2) 東温市田窪土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成26年 3月25日から 4月21日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第342号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 3月24日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川洗地川水系洗地川	洗地川左岸堤防	松山市余戸中五丁目819番1地先から松山市余戸中四丁目1436番3地先まで	道路管理者 松山市 松山市二番町四丁目7番地2
〃	洗地川右岸堤防	松山市富久町6番1地先から松山市富久町409番1地先まで	〃

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成26年 3月24日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字横野7861番4から 同町西谷字横野8094番1まで	旧	メートル 3.7~60.0 10.3~89.5	キロメートル 8.161 1.762	
			新	10.3~89.5	1.762	

○愛媛県告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲2888番1地先から 同町直瀬甲2950番3まで	旧	メートル 3.2~12.9 9.9~26.4	キロメートル 0.335 0.433	
			新	9.9~26.4	0.433	
"	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲2950番3から 同町直瀬甲2886番2まで	旧	3.2~12.9 9.9~26.4	0.335 0.433	
			新	9.9~26.4	0.433	

○愛媛県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	御内下畑地線	宇和島市津島町下畑地戊267番9地先から 同町下畑地戊267番10まで	旧	メートル 3.6~6.9	キロメートル 0.147	
			新	4.2~41.1	0.147	

○愛媛県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	御内下畑地線	宇和島市津島町下畑地戊267番9地先から 同町下畑地戊267番10まで	平成26年 3月24日

## ○愛媛県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字柳ヶ砂乙1335 - 56から 同字乙1335 - 57まで	平成26年 3月24日
"	"	宇和島市津島町北灘字柳ヶ砂乙1335 - 55	"

## ○愛媛県告示第348号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
ぼうこう又は直腸機能障害	消化器腫瘍外科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	桑 原 淳	東温市志津川	平成 26年 3月 1日

公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 3月10日	特定非営利活動法人 だんだん	中 塚 貴 也	松山市富久町422番地	この法人は、子育て支援事業及び各種カルチャースクール等の開催に関する事業を行い、これらの事業を通じて地域のコミュニティーを構築し、豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

人事委員会規則

## ○愛媛県人事委員会規則7 - 1139

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月24日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第10(第3条関係)

別表第10(第3条関係)

級 別 職 務 区 分 表

級 別 職 務 区 分 表

1 省略

1 省略

2 公安職給料表級別職務区分表

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
3 級	係長(3級)又はこれに相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 省略
4 級	上席係長(4級)又はこれに相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 係長(4級)又はこれに相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 省略
5 級	課長補佐(5級)又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長、外事対策室長補佐、航空隊長、警察署の課長、交番所長、師範、教官若しくは課付 上席係長(5級)又はこれに相当する技能指導官、小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 係長(5級)又はこれに相当する技能指導官、小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付
6 級	省略 専任課長補佐(6級)又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長、外事対策室長補佐、航空隊長、警察署の課長、交番所長、師範、教官、課付、室付、隊付若しくは署付 省略
省略	

3 ~ 8 省略

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
3 級	係長(3級)又はこれに相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 省略
4 級	上席係長(4級)又はこれに相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 係長(4級)又はこれに相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 省略
5 級	課長補佐(5級)又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長、外事対策室長補佐、航空隊長、警察署の課長、交番所長、警備派出所長、師範若しくは教官 上席係長(5級)又はこれに相当する技能指導官、小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 係長(5級)又はこれに相当する技能指導官、小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付
6 級	省略 専任課長補佐(6級)又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長、外事対策室長補佐、航空隊長、警察署の課長、交番所長、警備派出所長、師範、教官、課付、室付、隊付若しくは署付 省略
省略	

3 ~ 8 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1140

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月24日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 - 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第10(第3条関係)			別表第10(第3条関係)		
級 別 職 務 区 分 表			級 別 職 務 区 分 表		
1 行政職給料表級別職務区分表			1 行政職給料表級別職務区分表		
職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
5 級	知事の事務部局	省略 営業主幹 廃棄物監視指導官 省略	5 級	知事の事務部局	省略 営業主幹 _____ 省略
省略			省略		
2 ~ 8 省略			2 ~ 8 省略		

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 - 68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
部 局	公 職	区 分	部 局	公 職	区 分
知事の事務部局	省略	5 種	知事の事務部局	省略	5 種
	省略		省略		
	営業主幹		営業主幹		
	廃棄物監視指導官		_____ 省略		
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県警察組織規則及び警察教養規則施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月24日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

愛媛県警察組織規則及び警察教養規則施行細則の一部を改正する規則

(愛媛県警察組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 師 範 )</p> <p><b>第16条</b> <u>教養課</u>に、必要に応じ師範を置き、警部若しくは警部補の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。ただし、警察本部長が必要と認めるときは、<u>巡查部長の階級にある警察官</u>をもって充てることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>( 警務部の分課 )</p> <p><b>第25条</b> 警務部に、次の5課及び1室を置く。</p> <p>警務課                  監察官室                  会計課                  教養課                  厚生課                  留置管理課</p> <p>( 教養課 )</p> <p><b>第29条</b> <u>教養課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>職員の交通事故防止に関すること。</u></p> <p>(5) <u>警察車両運転技能検定に関すること。</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>( 生活安全企画課 )</p> <p><b>第33条</b> 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(10) <u>高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。</u></p> <p>(11) <u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に関する事務で県警察の所掌に属するものに関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(12) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に関すること。</u></p> <p>(13) <u>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に関すること。</u></p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>( 地域課 )</p> <p><b>第34条</b> 地域課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>自動車警ら隊の運営に関すること。</u></p> <p>( 生活環境課 )</p> <p><b>第36条</b> 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p>	<p>( 師 範 )</p> <p><b>第16条</b> <u>企画教養課</u>に、必要に応じ師範を置き、警部若しくは警部補の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。ただし、警察本部長が必要と認めるときは、<u>巡查部長の階級にある警察官</u>をもって充てることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>( 警務部の分課 )</p> <p><b>第25条</b> 警務部に、次の5課及び1室を置く。</p> <p>警務課                  監察官室                  会計課                  企画教養課                  厚生課                  留置管理課</p> <p>( 企画教養課 )</p> <p><b>第29条</b> <u>企画教養課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>( 生活安全企画課 )</p> <p><b>第33条</b> 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>( 地域課 )</p> <p><b>第34条</b> 地域課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>( 生活環境課 )</p> <p><b>第36条</b> 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類</u></p>



- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

( 術科指導室 )

**第64条** 教養課 \_\_\_\_\_ に、術科指導室を附置する。

2 ~ 4 省略

( ストーカー対策室 )

**第67条** 省略

2 ストーカー対策室は、第33条第14号から第16号までの事務をつかさどる。

3・4 省略

**第69条** 省略

( 自動車警ら隊 )

**第69条の2** 地域課に、愛媛県警察自動車警ら隊（以下「自動車警ら隊」という。）を附置する。

2 自動車警ら隊は、第34条第8号の事務をつかさどる。

3 自動車警ら隊に、隊長を置き、警部の階級にある警察官をもつて充てる。

4 隊長は、上司の命を受け、自動車警ら隊の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

( 生活安全部特別捜査隊 )

**第71条** 省略

2 生活安全部特別捜査隊は、第36条第2号の事務をつかさどる。

3・4 省略

( サイバー犯罪対策室 )

**第72条** 省略

2 サイバー犯罪対策室は、第36条第3号及び第4号の事務をつかさどる。

3・4 省略

**第77条の4** 省略

( 警衛準備室 )

**第77条の5** 警備課に、警衛準備室を附置する。

2 警衛準備室は、第54条第2号の事務（第72回国民体育大会及び第17回全国障害者スポーツ大会の開催に伴うものに限る。）をつかさどる。

取締法（昭和25年法律第149号）に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 高压ガスその他の危険物の取締りに関すること。

(4) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に関する事務で県警察の所掌に属するものに関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関すること。

(6) 人身売買関係事犯の取締りに関すること。

(7) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に関すること。

(9) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に関すること。

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

( 術科指導室 )

**第64条** 企画教養課に、術科指導室を附置する。

2 ~ 4 省略

( ストーカー対策室 )

**第67条** 省略

2 ストーカー対策室は、第33条第10号及び第11号 の事務をつかさどる。

3・4 省略

**第69条** 省略

( 生活安全部特別捜査隊 )

**第71条** 省略

2 生活安全部特別捜査隊は、第36条第10号の事務をつかさどる。

3・4 省略

( サイバー犯罪対策室 )

**第72条** 省略

2 サイバー犯罪対策室は、第36条第11号及び第12号の事務をつかさどる。

3・4 省略

**第77条の4** 省略

3 警衛準備室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、警衛準備室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(警察署)

第79条 省略

2・3 省略

4 警察署に、別表に定める課及び通信室のほか、必要に応じ街頭犯罪対策隊\_\_\_\_\_を置く。

5～9 省略

別表(第79条関係)

警察署名	課名
省略	
愛媛県伯方警察署、愛媛県久万高原警察署及び愛媛県愛南警察署	警務課 会計課 刑事生活安全課 地域交通課

(警察署)

第79条 省略

2・3 省略

4 警察署に、別表に定める課及び通信室のほか、必要に応じ街頭犯罪対策隊及び安全・安心推進隊を置く。

5～9 省略

別表(第79条関係)

警察署名	課名
省略	
愛媛県伯方警察署、愛媛県久万高原警察署及び愛媛県愛南警察署	警務課 会計課 刑事生活安全課 地域課 交通課

(警察教養規則施行細則の一部改正)

第2条 警察教養規則施行細則(平成6年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(愛媛県警察本部教養課長_____の責務)	(愛媛県警察本部企画教養課長の責務)
第4条 愛媛県警察本部教養課長_____は、警察教養の実施に関し、愛媛県警察本部の課長、監察官室長、科学捜査研究所長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び外事対策室長、警察学校長並びに警察署長(以下「所属長」という。)と緊密な連携を保持し、警察教養の効果的な推進に努めなければならない。	第4条 愛媛県警察本部企画教養課長は、警察教養の実施に関し、愛媛県警察本部の課長、監察官室長、科学捜査研究所長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び外事対策室長、警察学校長並びに警察署長(以下「所属長」という。)と緊密な連携を保持し、警察教養の効果的な推進に努めなければならない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月24日

愛媛県公安委員会委員長 山本泰正

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会公印規程(昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																																
1 愛媛県公安委員会印	1 愛媛県公安委員会印																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th rowspan="2">ひな形</th> <th rowspan="2">書体</th> <th colspan="2">寸法 (ミリメートル)</th> <th rowspan="2">管理責任者</th> <th rowspan="2">用途</th> </tr> <tr> <th>縦</th> <th>横</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途	縦	横								<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th rowspan="2">ひな形</th> <th rowspan="2">書体</th> <th colspan="2">寸法 (ミリメートル)</th> <th rowspan="2">管理責任者</th> <th rowspan="2">用途</th> </tr> <tr> <th>縦</th> <th>横</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途	縦	横							
項				ひな形	書体			寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途																						
	縦	横																															
項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途																											
			縦	横																													

1 ~ 5 省略																				
6	愛媛県 公安委 員会印	かい 書	10	10	生活安全企 画課長 — 交通指導課 長 警察署長	1 ~ 10	省略													
7・ 8 省略																				
9	公安 愛媛県 委員会	かい 書	18	28	生活安全企 画課長 — 交通指導課 長 運転免許課 長 警察署長	1 ~ 13	省略													
10・ 11 省略																				
注 省略																				
2 省略																				

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月24日

愛媛県公安委員会委員長 山本泰正

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第9条の2関係）			別表第2（第9条の2関係）		
番号	路線名	区 間	番号	路線名	区 間
1 ~ 33 省略			1 ~ 33 省略		
33の2	県道大西波止浜港 線	今治市大西町星浦甲27番7から 同市内堀二丁目184番11まで			
34 ~ 36 省略			34 ~ 36 省略		
36の2	県道松山港線	松山市中央一丁目884番3地先か ら同市六軒家町64番1地先まで			

37～64 省略		
64の2	県道三島川之江港 線	四国中央市妻鳥町字江ノ西3052 番2から同町字庄境352番10まで
65～122 省略		

37～64 省略		
65～122 省略		

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**公安委員会訓令**

**○愛媛県公安委員会訓令第1号**

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月24日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

**愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令**

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p><b>別表2（第3条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">部課長の専決事項</p> <p>1 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(4) 省略</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 生活安全企画課長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">法令</th> <th style="width: 85%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</td> <td> <p>1 第5条第3項の規定による風俗営業の不許可の通知</p> <p>2 第31条の6第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による無店舗型性風俗特殊営業を営む者に係る処分移送通知書の送付</p> <p>3 第31条の11第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に係る処分移送通知書の送付</p> <p>4 第31条の21第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者に係る処分移送通知書の送付</p> <p>5 第35条の4第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による接客業務受託営業を営む者に係る処分移送通知書の送付</p> <p>6 第41条の3第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理</p> <p>7 第41条の3第2項の規定による管轄公安委員会への通報</p> <p>8 第42条の規定による飲食店営業等の停止の通知</p> </td> </tr> <tr> <td>風俗営業等の規制及び</td> <td>1 第17条第2項（第23条において準用する場合を含む。）の規定による承認しない旨の通知</td> </tr> </tbody> </table>	法令	専決事項	省略		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	<p>1 第5条第3項の規定による風俗営業の不許可の通知</p> <p>2 第31条の6第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による無店舗型性風俗特殊営業を営む者に係る処分移送通知書の送付</p> <p>3 第31条の11第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に係る処分移送通知書の送付</p> <p>4 第31条の21第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者に係る処分移送通知書の送付</p> <p>5 第35条の4第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による接客業務受託営業を営む者に係る処分移送通知書の送付</p> <p>6 第41条の3第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理</p> <p>7 第41条の3第2項の規定による管轄公安委員会への通報</p> <p>8 第42条の規定による飲食店営業等の停止の通知</p>	風俗営業等の規制及び	1 第17条第2項（第23条において準用する場合を含む。）の規定による承認しない旨の通知	<p><b>別表2（第3条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">部課長の専決事項</p> <p>1 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(4) 省略</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 生活安全企画課長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">法令</th> <th style="width: 85%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法令	専決事項	省略	
法令	専決事項												
省略													
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	<p>1 第5条第3項の規定による風俗営業の不許可の通知</p> <p>2 第31条の6第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による無店舗型性風俗特殊営業を営む者に係る処分移送通知書の送付</p> <p>3 第31条の11第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に係る処分移送通知書の送付</p> <p>4 第31条の21第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者に係る処分移送通知書の送付</p> <p>5 第35条の4第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による接客業務受託営業を営む者に係る処分移送通知書の送付</p> <p>6 第41条の3第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理</p> <p>7 第41条の3第2項の規定による管轄公安委員会への通報</p> <p>8 第42条の規定による飲食店営業等の停止の通知</p>												
風俗営業等の規制及び	1 第17条第2項（第23条において準用する場合を含む。）の規定による承認しない旨の通知												
法令	専決事項												
省略													

<p>業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)</p>		
<p>銃砲刀剣類所持等取締法</p>	<p>1 第5条の3第1項の規定による講習会(第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行う講習会(以下「初心者講習」という。)に限る。)の開催</p> <p>2 第5条の3第2項の規定による講習修了証明書の交付(初心者講習に限る。)</p> <p>3 第5条の3第3項(第5条の5第3項及び第9条の14第3項において準用する場合を含む。)の規定による講習修了証明書の再交付(初心者講習に限る。)</p> <p>4 第5条の4第1項の規定による技能検定の実施及び技能検定に使用する猟銃の指定</p> <p>5 第5条の4第2項の規定による合格証明書の交付</p> <p>6 第5条の4第3項において準用する第5条の3第3項の規定による合格証明書の記載事項の変更等の届出の受理及び書換え又は再交付</p> <p>7 第5条の5第1項の規定による技能講習の実施</p> <p>8 第5条の5第2項の規定による技能講習修了証明書の交付</p> <p>9 第9条の13第3項において準用する第7条第2項の規定による年少射撃資格認定証の再交付</p> <p>10 第9条の14第1項の規定による年少射撃資格講習会の開催</p> <p>11 第9条の14第2項の規定による年少射撃資格講習修了証明書の交付</p> <p>12 第14条第4項の規定による銃砲又は刀剣類の登録通知の受理</p> <p>13 第16条第2項の規定による銃砲又は刀剣類の登録証の返納通知の受理</p> <p>14 第17条第3項の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受、相続、貸付又は保管委託の届出通知の受理</p> <p>15 第18条の2第3項の規定による刀剣類製作承認通知の受理</p> <p>16 第29条第1項の規定による申出の受理</p> <p>17 第29条第2項の規定による調査及び措置</p>	
<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)</p>	<p>1 第17条第2項の規定による講習会(初心者講習に限る。)の日時等の公表</p> <p>2 第20条第1項本文の規定による技能検定の日時等の通知</p> <p>3 第20条第1項ただし書の規定による技能検定の受検申請の却下</p> <p>4 第21条第1項の規定による技能講習の日時等の通知</p>	

	<p>5 第29条第1項の規定による年少射撃資格講習会の日時等の公表</p> <p>6 第35条第6項において準用する同条第2項の規定による関係公安委員会への年少射撃資格認定証の書換えの通知</p>	
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	<p>1 第12条第2項（第43条第2項において準用する場合を含む。）の規定による推薦取消し通知の受理</p> <p>2 第54条（第68条において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃場指定申請書の記載事項変更届出書の受理</p>	
指定射撃場の指定に関する内閣府令	<p>1 第13条の規定による指定射撃場指定申請書の記載事項変更届の受理</p>	
猟銃安全指導委員規則	<p>1 第2条第2項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱状況を関係者に周知させる適当な措置</p>	
火薬類取締法	<p>1 第19条第5項の規定による都道府県公安委員会間の連絡</p>	
高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）	<p>1 第74条第1項の規定による高压ガス製造許可等の通報の受理</p>	
消防法（昭和23年法律第186号）	<p>1 第11条第7項の規定による危険物製造所等許可の通報の受理</p>	
武器等製造法（昭和28年法律第145号）	<p>1 第28条の規定による武器等製造許可等の通報の受理</p>	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	<p>1 第59条第10項の規定による運搬証明書の再交付申請の受理及び運搬証明書の再交付</p> <p>2 第59条第13項の規定による都道府県公安委員会間の連絡</p>	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）	<p>1 第50条の規定による不要となつた運搬証明書の返納の受理</p> <p>2 第51条第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等</p> <p>3 第51条第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知</p> <p>4 第51条第1項第3号の規定による都道府県公安委員会間の連絡</p> <p>5 第51条第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更届出の代理受理等</p>	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に	<p>1 第18条第5項の規定による放射性同位元素等運搬届出の受理</p> <p>2 第18条第10項の規定による都道府県公安委員会間の連絡</p>	

<p>関する法律</p>	<p>1 第18条第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への届出の代理受理</p> <p>2 第18条第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知</p> <p>3 第18条第3号の規定による都道府県公安委員会との間の緊密な連絡</p>
<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 施行令(昭和35年政令第259号)</p>	<p>1 第2条第2項の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への放射性同位元素等運搬届出書の代理受理</p> <p>2 第2条第4項の規定による放射性同位元素等運搬届出書の交付</p> <p>3 第3条第2項の規定による放射性同位元素等運搬指示書の交付</p> <p>4 第5条の規定による運搬の状況及び事故の状況の報告徴収</p>
<p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律</p>	<p>1 第17条第5項の規定による都道府県公安委員会との間の連絡</p>
<p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成7年政令第192号)</p>	<p>1 第3条の2の規定による運搬証明書の書換え</p> <p>2 第3条の3の規定による運搬証明書の再交付</p> <p>3 第3条の4の規定による不要となつた運搬証明書の返納の受理</p> <p>4 第3条の5第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等</p> <p>5 第3条の5第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知</p> <p>6 第3条の5第1項第3号の規定による都道府県公安委員会との間の連絡</p> <p>7 第3条の5第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更の届出の代理受理等</p>
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令</p>	<p>1 第22条の規定による運搬証明書の再交付申請の受理及び運搬証明書の再交付</p> <p>2 第23条の規定による不要となつた運搬証明書の返納の受理</p> <p>3 第24条第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等</p> <p>4 第24条第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知</p> <p>5 第24条第1項第3号の規定による都道府県公安委員会との間の連絡</p> <p>6 第24条第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更届出の代理受理等</p>

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	1 第15条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による処分移送通知書の送付及び受理
	2 第16条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する報告及び資料の提出の要求
	3 第17条第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理
	4 第17条第2項の規定による他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理
	5 第20条の規定による登録誘引情報提供機関に対する情報の提供

(6) 生活環境課長

法令	専決事項
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	1 第5条第3項の規定による風俗営業の不可許の通知
	2 第31条の6第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による無店舗型性風俗特殊営業を営む者に係る処分移送通知書の送付
	3 第31条の11第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に係る処分移送通知書の送付
	4 第31条の21第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による無店舗型電話異性紹介営業を営む者に係る処分移送通知書の送付
	5 第35条の4第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による接客業務受託営業を営む者に係る処分移送通知書の送付
	6 第41条の3第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理
	7 第41条の3第2項の規定による管轄公安委員会への通報
	8 第42条の規定による飲食店営業等の停止の通知
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)	1 第17条第2項(第23条において準用する場合を含む。)の規定による承認しない旨の通知
銃砲刀剣類所持等取締法	1 第5条の3第1項の規定による講習会(第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行う講習会(以下「初心者講習」という。)に限る。)の開催
	2 第5条の3第2項の規定による講習修了証明書の交付(初心者講習に限る。)
	3 第5条の3第3項(第5条の5第3項及び第9条の14第3項において準用する場合を含む。)の規定による講習修了証明書の再交付(初心者講習に限る。)
	4 第5条の4第1項の規定による技能検定の実施



	<p>及び技能検定に使用する猟銃の指定</p> <p>5 第5条の4第2項の規定による合格証明書の交付</p> <p>6 第5条の4第3項において準用する第5条の3第3項の規定による合格証明書の記載事項の変更等の届出の受理及び書換え又は再交付</p> <p>7 第5条の5第1項の規定による技能講習の実施</p> <p>8 第5条の5第2項の規定による技能講習修了証明書の交付</p> <p>9 第9条の13第3項において準用する第7条第2項の規定による年少射撃資格認定証の再交付</p> <p>10 第9条の14第1項の規定による年少射撃資格講習会の開催</p> <p>11 第9条の14第2項の規定による年少射撃資格講習修了証明書の交付</p> <p>12 第14条第4項の規定による銃砲又は刀剣類の登録通知の受理</p> <p>13 第16条第2項の規定による銃砲又は刀剣類の登録証の返納通知の受理</p> <p>14 第17条第3項の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受、相続、貸付又は保管委託の届出通知の受理</p> <p>15 第18条の2第3項の規定による刀剣類製作承認通知の受理</p> <p>16 第29条第1項の規定による申出の受理</p> <p>17 第29条第2項の規定による調査及び措置</p>
<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)</p>	<p>1 第17条第2項の規定による講習会(初心者講習に限る。)の日時等の公表</p> <p>2 第20条第1項本文の規定による技能検定の日時等の通知</p> <p>3 第20条第1項ただし書の規定による技能検定の受検申請の却下</p> <p>4 第21条第1項の規定による技能講習の日時等の通知</p> <p>5 第29条第1項の規定による年少射撃資格講習会の日時等の公表</p> <p>6 第35条第6項において準用する同条第2項の規定による関係公安委員会への年少射撃資格認定証の書換えの通知</p>
<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)</p>	<p>1 第12条第2項(第43条第2項において準用する場合を含む。)の規定による推薦取消し通知の受理</p> <p>2 第54条(第68条において準用する場合を含む。)の規定による教習射撃場指定申請書の記載事項変更届出書の受理</p>
<p>指定射撃場の指定に関する内閣府令</p>	<p>1 第13条の規定による指定射撃場指定申請書の記載事項変更届の受理</p>
<p>猟銃安全指導委員規則</p>	<p>1 第2条第2項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱状況を関係者に周知させる適当な措置</p>

<p>火薬類取締法</p>	<p>1 第19条第5項の規定による都道府県公安委員会間の連絡</p>
<p>高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)</p>	<p>1 第74条第1項の規定による高压ガス製造許可等の通報の受理</p>
<p>消防法(昭和23年法律第186号)</p>	<p>1 第11条第7項の規定による危険物製造所等許可の通報の受理</p>
<p>武器等製造法(昭和28年法律第145号)</p>	<p>1 第28条の規定による武器等製造許可等の通報の受理</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</p>	<p>1 第59条第10項の規定による運搬証明書の再交付申請の受理及び運搬証明書の再交付 2 第59条第13項の規定による都道府県公安委員会間の連絡</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)</p>	<p>1 第50条の規定による不要となつた運搬証明書の返納の受理 2 第51条第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等 3 第51条第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知 4 第51条第1項第3号の規定による都道府県公安委員会間の連絡 5 第51条第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更届出の代理受理等</p>
<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</p>	<p>1 第18条第5項の規定による放射性同位元素等運搬届出の受理 2 第18条第10項の規定による都道府県公安委員会間の連絡</p>
<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)</p>	<p>1 第18条第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への届出の代理受理 2 第18条第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知 3 第18条第3号の規定による都道府県公安委員会間の緊密な連絡</p>
<p>放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和56年総理府令第30号)</p>	<p>1 第2条第2項の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への放射性同位元素等運搬届出書の代理受理 2 第2条第4項の規定による放射性同位元素等運搬届出書の交付 3 第3条第2項の規定による放射性同位元素等運搬指示書の交付 4 第5条の規定による運搬の状況及び事故の状況の報告徴収</p>

<p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律</p>	<p>1 第17条第5項の規定による都道府県公安委員会間の連絡</p>
<p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成7年政令第192号)</p>	<p>1 第3条の2の規定による運搬証明書の書換え                  2 第3条の3の規定による運搬証明書の再交付                  3 第3条の4の規定による不要となつた運搬証明書の返納の受理                  4 第3条の5第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等                  5 第3条の5第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知                  6 第3条の5第1項第3号の規定による都道府県公安委員会間の連絡                  7 第3条の5第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更の届出の代理受理等</p>
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令</p>	<p>1 第22条の規定による運搬証明書の再交付申請の受理及び運搬証明書の再交付                  2 第23条の規定による不要となつた運搬証明書の返納の受理                  3 第24条第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等                  4 第24条第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知                  5 第24条第1項第3号の規定による都道府県公安委員会間の連絡                  6 第24条第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更届出の代理受理等</p>
<p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</p>	<p>1 第15条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による処分移送通知書の送付及び受理                  2 第16条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する報告及び資料の提出の要求                  3 第17条第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理                  4 第17条第2項の規定による他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理                  5 第20条の規定による登録誘引情報提供機関に対する情報の提供</p>

- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略

- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成26年 3月24日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,179,016
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,581
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 247,377

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	43,552	14,518

南 宇 和 郡	20,465	6,822
松山市・上浮穴郡	429,133	138,189
今 治 市・越智郡	144,441	48,147
宇和島市・北宇和郡	82,600	27,534
八幡浜市・西宇和郡	40,985	13,662
新 居 浜 市	101,212	33,738
西 条 市	92,469	30,823
大 洲 市・喜多郡	53,778	17,926
伊 予 市	31,899	10,633
四 国 中 央 市	75,259	25,087
西 予 市	35,283	11,761
東 温 市	27,940	9,314

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第3号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年 3月24日

愛媛県立中央病院長 西 村 誠 明

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札告示日
感染性廃棄物処理業務（処分） 約4,500,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成26年 3月10日	松山容器株式会社 松山市南吉田町2145番地1	9,504円	一般競争入札	平成26年 1月24日

正 誤

○正 誤

平成23年 4月 1日付け第2255号目次中

ページ	箇所	誤	正
268	右段 上から5行目	第34条第1項	第35条第1項

ページ	箇所	誤	正
370	下から13行目	第34条第1項	第35条第1項

○正 誤

平成23年 4月 1日付け第2255号愛媛県教育委員会告示第2号（愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による教育委員会が定める法人の指定の一部改正）中